

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 27 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 旧本田家住宅等復原工事を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年 4 月 国立市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について

旧本田家住宅等復原工事請負契約（令和 5 年 9 月 15 日議決、令和 7 年 9 月 19 日変更議決、令和 8 年 3 月 24 日変更議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 工 期 「本契約確定日の翌日から令和 8 年 9 月 30 日まで」を
「本契約確定日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日まで」に変更する。
- 2 変更理由
本工事は、関連する旧本田家住宅便益施設新築工事（以下「関連工事」

という。)と完成時期を合わせる必要があるところ、関連工事において、中東情勢の影響により、一部の建築資材の調達が遅延し、工期を延長する必要が生じた。このため、工事請負契約約款第20条第1項に基づき、工期を延長する。